

「動物取扱業における犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準の細部解釈と運用指針（解説書）」
 における細部解釈（案） 全項目版

犬猫以外の哺乳類に関する基準及び解説書の検討状況について

条項号				項目名	飼養管理 基準(案)	解説書		
						細部解釈	推奨事項等	
第2条第1項								
	第1号							
	ロ	(3)	ケージ等の規模について	未	未	事務局 で情報 収集等 を行っ ている		
		(4)	ケージ等の安全な構造及び素材について	済	本日			
		ハ	(1)～(2)	自然な行動を発現させるための設備について	—		本日	
			(3)～(5)	清掃について	—		済	
	第2号							
			従業者の員数について	—	済			
	第3号							
	イ～ハ		温度計・湿度計の設置、光環境の管理、夜行性動物に関する飼養環境について	済	本日			
	第4号							
	ホ		ワクチン接種について	—	—			
		ヘ		状態悪化時の受診について	済		済	
	第5号							
	イ	(1)～(2)	展示時間、展示を行わない時間について	済	未			
		(7)	輸送に際しての給餌・給水について	—	済			
(10)～(11)		輸送後の目視観察について	済	本日				
第6号								
イ～リ		繁殖について	済	済				
第7号								
	イ	(1)～(5)	健康及び安全が損なわれるおそれのある状態について	済	未			
	ヲ		複数・単独飼養について	済	未			
			捕食・被捕食動物の近接展示について					
	ワ		社会化について	—	本日			
	ヨ		餌の種類について	—	本日			
	タ		給水の時間について	済	本日			
	レ		運動スペースに置く時間について	未	未			
	ツ		触れ合いの必要性について	—	—			
	ネ		夜間営業について	済	未			
	ナ		訓練方法について	済	済			
	ノ	(1)	接触・譲渡しの時間帯について	済	未			
(2)		動物への接触方法について	済	未				

事務局
で情報
収集等
を行っ
ている

1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

■ケージ等の規模について <グループごとの基準を新たに策定>

⇒次年度以降【基準案・細部解釈等】検討

■ケージ等の安全な構造及び素材について <犬猫の基準を参考にした基準への改正>

第2条第1号 ロ 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。飼養施設にあっては、錆、割れ、破れ等の破損がないものとする。また、犬又は猫の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。）。

基準の細部解釈

➤ 安全な構造・・・床、扉、格子、壁、天井等の隙間や穴等に頭部や四肢を挟むこと、滑り、転倒又は落下により、哺乳類が傷害を受けることのない構造。また、ウサギ、ハムスター、げっ歯類、その他小型哺乳類のケージ等を床から高さのある場所に置く場合、衝撃によりケージ等が落下又は転倒して哺乳類が傷害等を受けることのないように確実に固定すること。また、哺乳類がケージ等から逸走しないよう十分な高さの柵等の構造で囲うこと。

【ハムスター】・・・ケージ等に金網を用いる場合は、高層からの落下や四肢を挟み込む事故（骨折等）及び切歯が引っかかることにより破折する等のケガをするおそれがない設計とする。

【ブタ】・・・転倒や滑りを可能な限り抑える床構造とし、肢蹄の健康を増進させ、傷害等の原因となるような突起物がないこと。床の表面は乾燥した状態を保つ（ただし、暑熱ストレスを防ぐため、スプリンクラー又は噴霧器を使用する場合を除く）ため、傾斜等で水が溜まらない設計とする。すのこを用いる場合は、スリットに体の一部が挟まったり、傷害等を受けることのない幅や形状とする。

【ウマ】・・・床及び壁等の表面は、突起物等でウマが傷害等を受けることのない構造とする。床は、スリップ等によってウマが傷害等を受けることのない構造とする。

【ウシ】・・・追い込み柵、牛房等は、突起物等でウシが傷害等を受けることのない構造とする。牛房内の床は、水が溜まらない構造とする。

- 安全な材質・・・床材は、哺乳類が足を滑らせてケガをすることがなく、排水が良く、表面が乾燥しやすい材質とし（ただし、アシカやオットセイ等親水性の高い哺乳類で滑りながら移動する習性のある場合においてはその限りではない）、すのこや金網を使う場合は、トレー、クッションやマット、寝床等により、すのこや金網に触れずに身体を休めることができる場所を作ること。また、床、扉、格子、壁、柵や天井等については、嚙る、ぶら下がる、ぶつかる、掘る等により破損しない材質とするとともに、有害な化学物質等を含む塗装は避けること。

【ウマ】・・・床は、スリップ等によってウマが傷害等を受けることのない材質とする。また、敷料を用いる場合は、第2条第1号ハ（3）の草地等において飼養又は保管をする等特別な事情に関する細部解釈も参考に、清潔で乾燥した状態を維持すること。

【ブタ】・・・ゴムマットや敷料等を用いる場合、ブタが快適に横臥できるよう、第2条第1号ハ（3）の草地等において飼養又は保管をする等特別な事情に関する細部解釈も参考に清潔で乾燥した状態を維持すること。

【ウシ】・・・床面は滑りや転倒を可能な限り小さく抑えた材質とし、肢蹄の健全性を増進し、蹄に傷害等を受けるリスクを軽減すること。また、敷料を用いる場合は、第2条第1号ハ（3）の草地等において飼養又は保管をする等特別な事情に関する細部解釈も参考に、清潔で乾燥した状態を維持すること。

推奨事項

- 哺乳類の生態及び習性に応じて適した構造及び材質、適さない構造及び材質
- ・シマリス：脱走や、四肢や頭を挟むことがないように、ケージ側面の金網の網目の間隔は1 cmほどが望ましい。
 - ・ウマ：床及び壁等の全ての表面は、簡単に清掃・消毒ができることが望ましい。
 - ・ウシ：牛房内の床は、水が溜まらないよう2％程度の勾配を設けることが望ましい。通路は、滑らない材質にすること。また、通路及びゲートを自由に行動ができるような設計にする場合は、蹄が糞尿で埋まらないように第2条第1号ハ（3）を参考に適切に処理すること。

■自然な行動を発現させるための設備について＜新たに基準は策定せず解説書で具体化＞

第2条第1号 ハ 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- （1） ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
- （2） ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。

基準の細部解釈

- 一時的・・・ケージの清掃等により数時間程度仮の保管場所で過ごす場合。

- 一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情・・・獣医師に事前の診療を受け給餌・給水を中断すべきと指示された場合等。
- 砂場・・・チンチラについては汚れた被毛をきれいにするため砂場が必要である。砂場の砂は十分に乾燥させておく。
- 水浴びができる設備・・・カワウソ等親水性の高い哺乳類については、水浴びができる水場（プール等）の設備が必要である。哺乳類の生態及び習性に応じた水場面積と陸場面積の割合とし、水質維持のため、ろ過フィルターを使用又は止水の場合は新鮮な水を保てるよう換水すること。
- 休息等ができる設備・・・顧客等との接触や視線及び照明・音響にさらされている状態を避けることが可能であって、哺乳類が十分に休息可能な設備を指す。休息する場所又は設備は、その哺乳類の生態及び習性に応じて、乾燥した床や風を避けられる場所、巣箱、睡眠用シェルター、トンネル、ハンモック等を設置し、常時アクセスができるようにすること。また、各個体が交代ではなく全個体が同時に横になって休むことができる十分な広さである必要があり、複数の出入口を設けること等により各個体が自由に出入り可能となるようにする。

【フクロモモンガ】・・・野生では木のくぼみの巣の中で眠る習性があるため、飼育下では巣箱、バッグ又はポーチ等の眠ることができる設備を備えること。

- 動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、（～中略～）休息等ができる設備・・・妊娠や出産、子育て時における巣作り、物に体を擦り付ける身繕い行動等。

推奨事項

- 哺乳類の生態及び習性に応じて推奨される設備について
 - ・ウサギ：野生では土に穴を掘り、多くの時間を過ごす習性があるため、飼育下ではウサギが隠れられる巣箱やシェルター等を置くとよい。
 - ・ハムスター：適切な敷料と基質（ほこりのない木の削りくず又は粒状のトウモロコシの穂軸）を十分な量提供することが望ましい。営巣材料としては、干し草、木毛、細断紙又は厚紙が適している。登ったり穴を掘ったりするような自然な行動ができるよう運動ホイール、スロープ及びプラスチック製又は段ボール製のトンネル等を与えるとよい。また、睡眠用シェルターがあるとよい。
 - ・チンチラ：砂場の材料としてチンチラ専用の砂等、できる限り粒子が細かいものが適している。砂風呂のケースとして、長さ約 25 cm、幅約 18 cm、高さ約 10 cmのガラスの水槽や、素焼きの植木鉢、鉄製の鍋、非プラスチックのビン等が適している。砂は約 2 ～ 3 cmの深さまで満たすと良い。
 - ・ヨツユビハリネズミ：睡眠用シェルター、運動ホイールがあるとよい。シェルターはプラスチックのように衛生管理が可能な材料又は汚れたときに処理できる段ボールがよい。運動ホイールを使用する場合はハリネズミの足が抜けてケガをすることがあるので、網目の大きいものやはしご状になっているものは避けるとともに、小さすぎると背中が反った状態となるため、体のサイズに合ったものにする。
 - ・フクロモモンガ：垂直、水平方向に枝や棒があり、止まり木、棚、鳥用ブランコ、はし

ごをケージの様々な高さに設置するとよい。

- ・フェレット：野生では地下トンネルを掘り、多くの時間を過ごす習性があるため、飼育下では穴を掘ることができる柔らかい敷材をたくさん含めるとよい。また、探検して遊ぶためのおもちゃやトンネル、安心して睡眠できる場所としてハンモックを設置するとよい。
- ・ブタ：分娩時にあつては、ワラを与え巣作りができる状態にすることが望ましい。

■清掃について ＜新たに基準は策定せず解説書で具体化＞

第2条第1号 ハ 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1)(2) 略

(3) ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。

(4) ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。

(5) 保管業者及び訓練業者にあっては、(4)に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。

(6)(7) 略

基準の細部解釈

- 適切に処理・・・ケージだけでなく、ケージ内のトイレ、えさ場（給餌・給水器）、寝る場所、隠れ場所等の動物と接触する部分について、清掃（消毒を含む）を行い、施設、設備等を清潔に保つこと。残さ、汚物等は取り除き、動物にとって快適な環境を提供するため、敷料の交換等により床表面を清潔な状態に保つこと。
- 草地等・・・「主に触れ合い施設で取り扱われる中大型哺乳類（ウシ、ブタ、ヤギ、ヒツジ、ウマ、アルパカ等）」を飼養又は保管する際に用いられる、牧場のような広い草地や運動場、小屋の中の敷き藁。
- 特別な事情・・・牧場のような広い草地や運動場が日に当たることなどで自然乾燥する場合や、小屋で尿が残る敷料を毎日全て撤去せずとも、数日間であればその上に敷料を追加するなどによって敷料全体が乾燥した状態を保つことのできるケース。ただし、敷料を追加することで敷料が腐敗する等の不衛生な状態にならない場合に限る。

参考

ウサギの盲腸便（糞食）について：ウサギは自分の肛門から直接盲腸便を食べることによりタンパク質やビタミンB類などを摂取するため、盲腸便が落ちていたら健康状態の確認を行うことが望ましい。また一度床に落ちた盲腸便は食べないことが多いため、清掃時に取り除く。

残さについて：与えた餌の食べ残しなどを指す。

【第 16 回検討会でのご意見と対応方針】

- ・「草地等」の細部解釈について、「主に触れ合い施設で取り扱われる」と記載すると、触れ合い施設限定とみえる。
→（対応方針）削除。
-

2. 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

■従業者の員数について <基準・解説書変更なし>

第2条第2号 飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとすること。

基準の細部解釈

- 職員数に見合ったもの・・・清掃、給餌、健康チェック、運動、触れ合い活動、必要な訓練等の適切な飼養保管を行う時間を確保し、個体の飼養保管や施設の維持管理が行き届いた状態を保つことが可能な動物種及び数。

参考

労働関係法令を遵守の上、業務を遂行すること。

推奨事項

- 適切な数の職員の配置・職員の資質の向上・・・動物の飼養保管及び飼養施設・飼養設備の管理を適切に行うためには、取り扱う動物の種類及び数、事業内容等に応じて、適正な数の職員を配置することが望ましい。さらに、よりよい動物の飼養管理の実現のためには、適切な数の職員を配置した上で、1頭1頭の飼養管理により長い時間をかけ、丁寧に世話をすることに加え、職員の知識及び能力等の向上により飼養管理の質を高めることが望ましい。

【第16回検討会でのご意見と対応方針】

- ・「従業者」と「職員」の使い分け、統一。
 - （対応方針）過去の検討会議論や資料、用語の意味等を確認し、統一できるか検討。

3. 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

■温度計・湿度計の設置、光環境の管理、夜行性動物に関する飼養環境について <犬猫と同様の基準への改正>

第2条第3号 イ 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。（略）

ロ 哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

ハ 哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。第3条第3号ハにおいて同じ。）に応じて光環境を管理すること。

基準の細部解釈

- 動物の生理、生態、習性等に適した温度…犬猫以外の哺乳類に適した温度は、20～28℃を基本としつつ、寒冷地、温暖地等各哺乳類の生息地を踏まえ、健康に支障が生じない温度とする。また、年齢や体調等も考慮した温度とすること。
- 騒音が防止されるよう…健康を維持するために、常時においてストレスにさらされることなく静かに過ごせる環境を確保すること。また、生理、生態や習性を考慮し、日長変化（昼夜の長さの季節変化）に応じて、適切な就寝時間を確保するとともに、活動時間よりもさらに静かに休息できる環境を整えること。
- 動物の健康に支障が生じるおそれ…【P】寒さに対する震え、暑さに対する開口呼吸等が生じている状態。（【P】各動物種における具体的な状態は図表1を参照）
- 臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわない…悪臭防止法において「特定悪臭物質」に指定されているアンモニア（し尿のような臭い）やメチルメルカプタン（腐った玉ネギのような臭い）の規制基準を参考に、臭気により環境を損なわないように清潔を保たれた状態。
- 日長変化に応じて光環境を管理…生理、生態や習性を考慮し、自然採光又は照明、遮光等により、日長変化（昼夜の長さの季節変化）に応じて光環境を管理すること。夜行性の哺乳類については、昼間に休息がとれるように、日中は直射日光を避け、夜は暗くすること。

図表1 暑さ、寒さに対する各動物種の状態（※調整中）

【事例】

動物種	暑さに対する状態	寒さに対する状態
ヨツユビハリネズミ	体表面を広げて体熱を逃がそうとするため、手足を伸ばす。 【熱中症の状態】だらっとして横になる、耳が赤くなり、よだれが多くなる、呼吸が荒く、口を開けて呼吸する。体が熱くなる。重症になると痙攣、昏睡状態となる。	【低体温症の状態】体温が下がったり、動きが鈍くなったり、呼吸が少なくなる。 ※冬眠のような状態を示すが、ヨツユビハリネズミは冬眠能力がなく冬眠しない。

上記の他、飼養数の多い種や展示動物として多く用いられる哺乳類(*1)において、暑さ・寒さを示す状態が根拠となる文献等によって示されているものを提示予定。（調整中）

(*1) ウサギ、ハムスター、フェレット、フクロモモンガ、リス（シマリス、リチャードソンジリス）、デグー、モルモット、チンチラ、ヨツユビハリネズミ、ウシ、ウマ、ブタ、ヒツジ、ヤギ等。

参考

- 騒音・・・【P】環境省の定める「騒音に係る環境基準」を追記することを検討
- 悪臭防止法・・・都道府県や市が指定する規制区域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行っているもので、敷地境界線上の規制基準として、地域の自然的・社会的条件に基づいて、悪臭物質の濃度等が定められている。例えばアンモニアであれば、図表2に示すように1ppm、2ppm、5ppmが臭気強度に対応する濃度となっており、規制基準を超える場合は、悪臭防止法に基づく勧告・命令等の対象となる場合がある。

図表2 臭気強度とアンモニア及びメチルメルカプタンの濃度

	臭気強度に対応する濃度（単位ppm）		
（臭気強度）	2.5	3	3.5
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01

- 臭気の測定方法・・・嗅覚は同じ環境にいと鈍くなり、悪臭があるのに感じなくなるような場合もあるため、臭気の測定等も活用して、清潔な状態が保たれているか定期的にチェックすることが望ましい。また、立入検査等における第三者からの評価も有効である。臭気（アンモニア）については以下のような測定方法がある。簡易的な方法ではあるが、測定した値は、臭気発生防止のための自主管理や検査を行う際の目安として活用できる。

- 1)検知管：検知管は、空気中に含まれる様々な気体の濃度を測定する機器（ガラス管）である。検知管には、測定対象の気体（この場合はアンモニア）に対する変色反応を示す薬剤（検知剤）が充填されており、管の表面には濃度を示す目盛が印字されている。気体採取機に検知管を接続して気体を吸引すると、気体中にアンモニアが含まれている場合に、検知剤が変色する。変色範囲の長さがアンモニア濃度に対応しており、検知管に印字された目盛からアンモニア濃度を読み取ることができる。検知管は比較的安価で入手できるが、1つの検知管を複数回使用することはできない（使い捨てで使用する）。
- 2)ガス検知器：ガス検知器は、空気中に含まれる危険なガスや有毒ガスを検知し、濃度を測定する機器である。機器の内部には、ガスを検知するセンサーが組み込まれており、機器によって検知できるガスの種類が異なる。対象のガス（この場合はアンモニア）を検知すると、機器に付属する画面に、アンモニア濃度がデジタル形式で表示されるものが主流である。特にポータブル式のガス検知器は、場所を問わず、どこでもアンモニア濃度を測定することができる。ガス検知器は検知管と比較すると高価だが、繰り返し使用することが可能である。

- 夜行性哺乳類への配慮・・・野生下で夜行性の哺乳類において、飼養下では馴化し、昼間に行動している場合もあるが、本来の生理、生態を踏まえた飼養環境を整えた上で、日中に展示する際には隠れられる場所を設置する等、必要な休息を与えられる環境にすることが望ましい。

図表3 夜行性哺乳類の例

科和名	名称(流通名)	標準和名(日本哺乳類学会)	備考
キヌゲネズミ科	ドワーフハムスター(ジャンガリアンハムスター、ロボロフスキーハムスター、キャンベルハムスター)	ヒメキヌゲネズミ、ロボロフスキーキヌゲネズミ、キャンベルキヌゲネズミ	昼にも行動
キヌゲネズミ科	ゴールデンハムスター	ゴールデンハムスター	昼にも行動
チンチラ科	チンチラ	チンチラマウス	昼にも活動的
テンジクネズミ科	モルモット	テンジクネズミ	
フクロモモンガ科	フクロモモンガ	フクロモモンガ	
ハリネズミ科	ヨツユビハリネズミ(ハリネズミ)	ヨツユビハリネズミ	
イタチ科	フェレット	ヨーロッパケナガイタチ	

4. 動物の疾病等に係る措置に関する事項

■状態悪化時の受診について <犬猫の基準を参考とした改正>

第2条第4号 ヘ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、哺乳類の個体の状態が悪化した場合等は獣医師による診療を受けさせること。ただし、特別な事情がある場合にあっては、この限りではない。

基準の細部解釈

- 必要な処置・・・複数の個体を同一ケージで管理している場合は、まずは当該個体を隔離することや、症状が軽微であり、自然に完治することが客観的に明らかな場合に経過観察を行う事を指す。
- 個体の状態が悪化した場合・・・食欲不振や断食（冬眠時は除く）が改善しない、体重低下、歩行障害・異常歩行、糞尿の変化、過剰な発汗、傷口等からの出血、目・鼻・耳からの分泌物、咳や呼吸の異常が見られる、分娩時に難産で母体に負担がある場合。
- 特別な事情・・・かかりつけ獣医師による事前の診察を受けており、診察時に個体の状態悪化時にとるべき対応の指示を受けている場合。

推奨事項

- 動物の状態に関する情報の記録・・・動物の状態悪化を把握するためには、日常的に動物の状態に関する情報（体重、採餌・給水量、給水回数等）を計測・記録しておくことが望ましい。

記録項目（例）

- | | |
|-------------------|------------|
| ・体重 | ・採餌・給水量、回数 |
| ・糞尿の状態、回数 | ・毛、爪などの状態 |
| ・その他、普段とは異なる行動の有無 | ・怪我、傷の有無 |

- かかりつけ獣医師の確保・・・動物の体調不良時や、体調不良の兆候を感知した際に、速やかに相談・受診ができる体制を整えておくためには、かかりつけ獣医師を確保することが望ましい。かかりつけ獣医師が継続的に動物を診察・検査することで、獣医師側にも個体の受診歴や身体的特徴、既往症等の情報が蓄積されるため、健康状態の変化を早期に発見しやすくなるほか、個体の状況に応じた健康管理上の適切な助言を得ることが可能になる。

【第16回検討会でのご意見と対応方針】

- ・「個体の状態が悪化した場合」の具体例は、皮膚、被毛の状態悪化や脱毛なども想定されるため、記載の仕方工夫。

- （対応方針）細部解釈を「個体の状態が悪化した場合等」とし、その他想定される具体例を追記。
 - ・「特別な事情」の細部解釈について、常に「かかりつけ」獣医師が診察できるとは限らない。
 - （対応方針）「かかりつけ」を削除。
 - ・「診察」と「診療」の使い分け、統一。
 - （対応方針）用語の意味等を確認、他法令を参考とし、統一できるか検討。
-

5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

■展示時間、展示を行わない時間について <犬猫と同様の基準への改正>

第2条第5号 イ 動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、哺乳類の展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあっては、午前8時から午後10時までの間において行うことを妨げない。特定成猫の展示を行う場合において、一日の特定成猫の展示時間（動物の展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の動物の展示を行う場合にあっては、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。）は、12時間を超えてはならない。
- (2) 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して哺乳類の展示を行う場合にあっては、当該哺乳類が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。

⇒次年度以降【細部解釈等】検討

■輸送に際しての給餌・給水について <新たに基準は策定せず解説書で具体化>

第2条第5号 ロ 動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあつても、次に掲げる方法により行われるようにすること

- (1)～(6) 略
- (7) 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

基準の細部解釈

- 適切な量及び回数・・・通常の給餌や給水の間隔よりも長い時間輸送するなど、過度の空腹、口渇、疲労が予測される長時間の輸送の場合、輸送前に休息時間を設け、適切に給餌及び給水を行うようにする。給餌、給水の必要性は、輸送する哺乳類の種類、年齢及び状態や輸送時間、天候等によって影響されるため、哺乳類が適切かつ必要な飼料及び水を利用できるよう、休息を与える回数や間隔を適切に設定する。

【ウサギ】・・・輸送中、適切な餌と水が十分な量で利用可能でなければならない。

【げっ歯類（モルモット、ハムスター類など）】・・・短時間の輸送の場合には、給餌・給水は不要だが、車両や公共交通機関を利用し、到着時間が遅れるなど不測の事態が生じる

可能性がある場合は給餌器や給水ボトルを設置する。

【主に触れ合い施設で取り扱われる中大型哺乳類(ウシ、ブタ、ヤギ、ヒツジ、ウマ等)】…水が飲めない断水時間は4時間未満とする。そのため、移動時間が4時間を超える場合には、途中で給餌・給水を行うための休息時間を設けること。

【ウシ・ヒツジ】…輸送4時間前までに給餌を済ませること。

なお、輸送する家畜の種類、年齢及び状態や輸送時間、天候等によって、より頻繁な給餌・給水が求められる場合は、その状況に合わせて給餌・給水を行うこと。また、輸送中に給餌する餌の種類や給餌及び給水方法が、通常の飼養管理と変わる場合、事前に馴化措置をすること。

- 特別な事情…獣医師に事前の診療を受け、不安、緊張、運動不足あるいは輸送時の騒音、振動などの種々の影響のため食欲が落ちることが懸念されるため、給餌・給水を行うべきではないと指示された場合など。

推奨事項

- 適切に給餌・給水を行うための休息…【P】

【第16回検討会でのご意見と対応方針】

- ・「適切な業及び回数」について、「輸送前」がどの段階を示しているか、具体的に記載。
- (対応方針) 輸送前、輸送中でそれぞれ必要な休息時間等を具体的に記載。
- ・輸送中の給水は留意事項を記載。
- (対応方針) 検討。
- ・げっ歯類の「短時間」はどの程度か。
- (対応方針) ガイドライン等確認し、定量的な数値を記載できるか検討する。

■輸送後の目視観察について <犬猫の基準を参考にした基準への改正>

第2条第5号 ロ (1)～(9) 略

- (10) 販売業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された哺乳類については、輸送後二日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。)を目視によって観察すること。ただし、犬及び猫以外の哺乳類を、飼養施設であつて当該動物の飼養又は保管のために日常的に使用していないもの((11)において「外部施設」という。)に輸送した場合は、この限りではない。
- (11) 販売業者及び貸出業者にあつては、販売、販売のための展示又は貸出を行う目的で、犬及び猫以外の哺乳類を外部施設に輸送したときは、目的を達成した後、速やかに、当該動物を、その飼養又は保管のために日常的に使用している飼養施設に持ち帰らなければならない。

基準の細部解釈

- 輸送後二日間以上…2日間は48時間が一つの目安となり、例えば、深夜23時に到着し、その翌日丸一日を含めただけでは2日間以上には該当しない。

- 目視によって観察・・・輸送された哺乳類の状態の変化（下痢、おう吐、四肢の麻痺等の外形上明らかな変化）を注意深く把握すること。
- 日常的に使用・・・イベント会場のように単発又は臨時にではなく、常日頃から繰り返していること。
- 目的を達成した後・・・販売、販売のための展示又は貸出を行う目的で、犬及び猫以外の哺乳類を外部施設1か所に輸送し、その販売、販売のための展示又は貸出が終わった後を指す。

【輸送に関連する他の基準】

- ・輸送方法・・・飼養管理基準第2条第5号ロ（1）～（9）を参照
- ・輸送時の給餌・給水・・・第5号ロ（7）の細部解釈を参照
- ・輸送中又は輸送後の目視観察中等の哺乳類の状態変化（下痢、おう吐、四肢の麻痺等の外形上明らかな変化）時・・・飼養管理基準第4号へを参照。速やかに獣医師の診療を受けさせること。
- ・外部施設での日常的な健康観察・・・第2条第4号ロを参照

6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定 その他動物の繁殖の方法に関する事項

■繁殖について <犬猫と同様の基準への改正>

第2条第6号 イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあってはこの限りでない。

ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。

ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合にあっては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

ニ～ヘ（略）

ト 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。

チ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合であつて、帝王切開を行う場合にあっては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを五年間保存すること。

リ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、第四号ハに規定する健康診断、トに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない哺乳類の繁殖をさせないこと。

基準の細部解釈

- みだりに繁殖させること・・・繁殖力が強い生態を持つ種の雌雄（特にウサギ、ハムスター、その他小型げっ歯類など年中繁殖可能な哺乳類）において、一定の休息期間を挟むことなく、多数の子を繰り返し妊娠・出産させ続ける行為などを指す。
- 獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること・・・獣医師による診療や助言及び、愛玩動物看護師による助言を含む。
- 診療・・・哺乳類の繁殖における適否等の診断及び、繁殖を可能にするための治療。

参考

- 繁殖実施状況記録台帳について・・・繁殖の実施状況について記録した台帳を作成し、これを5年間保存することが義務付けられているため、参考様式に示した項目について記録された台帳を5年間保存する必要がある。

交配等 年月日	雌 (個体識別番号、 名称等)	雄 (個体識別番号、 名称等)	出産 予定日	出産 年月日	出産数	出産後の雌 の状態	新生子 の状態	備 考
						健・否	健 康： 疾病等： 死亡等：	

※なお、繁殖状況実施台帳の様式は今後修正予定。

- 牛や豚などの畜産動物の繁殖は、人工授精によって行われることが多い。人工授精については、家畜改良増殖法では、有資格者のみが実施できると規定されており、留意が必要。

推奨事項

- 犬猫以外の哺乳類を繁殖させる際に留意すべき点
- 繁殖用に販売または飼養するために、交配時に一時的に雄雌を同一ケージで飼養する場合、短期間に何度も繁殖することにより母体に過度な負担がかからないよう、交配後は速やかに分離するなどの配慮が望ましい。
 - ハムスター：妊娠した雌は神経質になり、気が荒くなるため取り扱いには注意する。出産後にストレスを与えると仔食いをする例が多い。
 - モルモット：妊娠期間が長く、胎仔も大きいため妊娠中毒や難産が多発する。また成長にともない恥骨結合が癒合するため7～8か月齢までに最初の繁殖をさせないと難産が好発する。
 - チンチラ：産まれる子供は想像以上に小さいので、小さめの網目のケージを準備する。
 - シマリス：警戒したり不安になったりしないよう落ち着いて暮らせるようにしてあげる。巣箱が小さいなら十分な大きさのものに早めに交換する。使用中の巣材を入れてあげ、不安にならないようにする。野生のシマリスの子育ては地下の巣穴で行い、樹洞の巣穴は使わないため、高い位置に巣箱を設置しているなら、床の上に巣箱を置く。
 - ヨツユビハリネズミ：掃除は控えめにし、薄暗くしておくといよい。
 - フクロモモンガ：妊娠中や子育て中の掃除はほどほどにする。ケージの中をむやみにいじられることがストレスとなり、育児放棄や子食いする可能性がある。人間のおいが子供につくと、子食いや育児放棄の原因になるため、ゴム手袋着用が望ましい。

- 主に触れ合い施設で取り扱われる中大型哺乳類については、定期的な健康診断を行っておくことが望ましい。
- 雌ウシと比較して過度に大きい雄ウシを交配させると難産になるおそれがある。

【第16回検討会でのご意見と対応方針】

- ・ 出産の有無だけでなく、妊娠も負担。「多数の子を」削除
→（対応方針）削除
-

7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

■健康及び安全が損なわれるおそれのある状態について <犬猫の基準を参考とした基準への改正>

第2条第7号 イ 哺乳類を飼養又は保管する場合には、哺乳類を次のいずれかに該当する状態にしないこと。

- (1) 被毛にふん尿等が固着した状態
- (2) 体表が毛玉で覆われた状態
- (3) 爪、門歯、蹄が異常に伸びている状態
- (4) 自傷行為が見られる状態
- (5) その他哺乳類の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

⇒次年度以降【細部解釈等】検討

■複数・単独飼養について <哺乳類共通の基準を新たに策定>

■捕食・被捕食動物の近接展示について <新たに基準は策定せず解説書で具体化>

第2条第7号 ヲ 同一のケージ等内に入れる同種哺乳類の飼養頭数、及び異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、自傷行為や過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

⇒次年度以降【細部解釈等】検討

■社会化について <新たに基準は策定せず解説書で具体化>

第2条第7号 ウ 幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。

基準の細部解釈

- 幼齢な犬、猫等・・・ヤギやヒツジ等において、人との触れ合いに用いるために社会化を必要とする哺乳類。
- 親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること・・・社会化が必要な哺乳類を親、兄弟姉妹とともに飼養又は保管する以外に、触れ合いに用いる哺乳類については人や他の個体との触れ合いを行うこと。

推奨事項

- ▶ 幼齢な犬猫以外に社会化を必要とする哺乳類・・・子育て中に親から子を早く離すと、異常行動が見られたり、健康に影響を与えたりする場合があるため、離乳するまでの期間等適切な期間を親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管することが望ましい。特に人との触れ合いに用いるような哺乳類については、周囲の生活環境に適応した行動ができるようになるために、幼少期に人や他の個体と触れ合う等の社会化を促進するような配慮を行っておくことが望ましい。

■餌の種類について <新たに基準は策定せず解説書で具体化>

第2条第7号 ヨ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。

基準の細部解釈

- ▶ 餌の種類を選択し、適切な量、回数等・・・餌は汚染がなく、動物の健康を維持するのに十分な量・回数と栄養価で、動物の年齢、種、状態、サイズ、および種類を考慮して選択する。なお1日1回未満の給餌回数が適切となるケースは、冬眠時又は治療等のため獣医師によって指示された場合のみ。個々の動物が必要な量および回数の食餌ができるよう設備や環境を整え、使用する容器は常に清潔で衛生的な状態に保つ。自動給餌器を使用する場合は、食品のカビ、汚染、劣化又は固化を防止すること。

推奨事項

- ▶ 動物種毎に適した餌の種類、量、回数等について
 - ・ウサギ：乾牧草を主食とし、副食に専用のペレット（固形飼料）を与えるとよい。それにより、伸びすぎたウサギの歯がすり減り、適切に噛むことができるようになるための効果も期待できる。また、おやつ程度に小松菜等の根菜類・菜葉類、リンゴ等の果物、オオバコ等の野草を与えることが望ましい。ペレットは1日に朝夕の2回、乾牧草はいつでも食べられるように新鮮なものを入れておくことが望ましい。
 - ・ハムスター：主食は専用のペレットにし、副食として根菜類や野菜、ハト用配合飼料等の穀類、アルファルファ等の乾牧草を少しずつ与えることが望ましい。1日に1回、夕方の活発に動き回る頃にエサを与えることが望ましい。
 - ・モルモット：主食はビタミンC入りのモルモット専用ペレットとし、毎日朝夕2回与えることが望ましい。
 - ・シマリス：主食はリス用ペレットやハト用配合飼料にし、副食として色々な野菜や果物、野草等。昼行性で夜明けとともに活動するため、食事は1日に1度午前中に与えることが望ましい。
 - ・デグー：朝と夕方に給餌し、牧草やペレットは常に餌容器に入れることが望ましい。
 - ・フクロモモンガ：主に果物が与えられていることが多いが、高タンパク、低脂肪の餌が理想とされる。活動し始める夜の早いうちに与えることが望ましい。
 - ・ヨツユビハリネズミ：夜行性なので食事は夕方に与えることが望ましい。主食としてはハ

リネズミ専用フード又はキャットフードを与えるとよい。

- ・フェレット：貯め食いができないので、好きなときに食べられるように主食は容器に入れたままにしておくことよい。肉食のため高タンパク、高タウリンを必要とする。そのために製造された専用のペレットを主食として与えることが望ましい。
- ・ウマ、ヒツジ、ウシ等の反芻動物：アシドーシス状態（第1胃内が酸性化することにより栄養障害等が生じている状態）とならないよう、嗜好性の良い粗飼料（草等粗繊維を多く含む飼料）を随時摂取できるようにしておくことが望ましい。
- ・ブタ：「日本飼料標準（豚 2013 年版）」を参照し、毎日飼料を必要量給与するとともに、給餌時間は、可能な限り毎日同じ時間とし、暑熱時は、1日で最も暑い時間帯の給餌は避けることが望ましい。また、穀物のみを与えて胃潰瘍になることを防ぐため、粗飼料を一定の割合で与えるとよい。
- ・ウシ：「日本飼料標準（肉用牛 2022 年版、乳牛 2017 年版）」を参照し、必要な量、必要な栄養素を含む飼料を、少なくとも1日1回与えるとともに、給餌時間は、可能な限り毎日同じ時間とし、暑熱時は、1日で最も暑い時間帯の給餌は避けることが望ましい。

■給水の時間について ＜犬猫と同様の基準への改正＞

第2条第7号 タ 哺乳類を飼養又は保管する場合にあっては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

基準の細部解釈

- 特別な事情・・・獣医療行為（CT・MRI 検査等）のために、絶食・絶水が必要な場合、ケージの清掃のためにごく短時間、別の場所に移している場合等。また、輸送時の給水については第5号ロ（7）に関する細部解釈も参照すること。

■運動スペースに置く時間について ＜グループごとの基準を新たに策定＞

⇒次年度以降【基準案・細部解釈等】検討

■夜間営業について ＜犬猫と同様の基準への改正＞

第2条第7号 ネ 販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあっては、当該時間内に顧客、見学者等が哺乳類の飼養施設内に立ち入ること等により、哺乳類の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。

⇒次年度以降【細部解釈等】検討

■訓練方法について <哺乳類共通の基準を新たに策定>

第2条第7号 ナ 展示業者及び訓練業者にあつては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。また、殴る、蹴る等の身体に外傷が生じる又は生じる恐れのある行為、暴力を加える行為、心理的抑圧・恐怖を与える行為、過度に餌を減らす行為等を行わないこと。

基準の細部解釈

- 心理的抑圧・恐怖を与える行為・・・大声で怒鳴ったり、動物の近くで大きな音を出したり、その健康及び安全を保持することが困難な場所（狭いケージ等）に拘束したり、飼養密度が著しく適正を欠いた状態で飼養又は保管したり、ムチ等を振り上げて叩くふりをしたり、動物の近くに物を投げつけたり、不必要に動物へ強い電気ショックを与えること等により、動物を怯えさせる行為。
- 過度に・・・餌を減らすことによる影響として、動物がストレスによる行動を起こす又は健康状態に支障を及ぼすおそれのある程度。

【P】不適切な訓練方法による動物の状態について、チェックポイントを検討

推奨事項

- しつけ・訓練方法・・・動物の好ましい行動（人が望む行動）をほめて強化する（その行動がさらに強く多く出るようにする）「正の強化」を用いた方法が推奨されており、動物が好ましい行動をとったときに、報酬（食べ物や動物が好むこと）を与えるとよい。【P】
特に、動物園や水族館では、採血や体重測定などの獣医学的処置、放飼や収容などの日常管理、採尿や体毛の採取などの調査研究などに、動物が自発的に協力するように促す訓練（ハズバンドリートレーニング）が行われている。体罰などの嫌悪刺激を用いずに望ましい行動の直後に食物などの快刺激を用いて望ましい行動を増加させる「正の強化」が主に用いられているため、動物福祉の観点からも望ましいとされており、日常管理や調査研究に従事する者にとっても作業負担が軽減され、高い安全性が認められている。

【第16回検討会でのご意見と対応方針】

- ・「過度に餌を減らす行為等」の「等」は、餌出なく、通常必要なものを与えない（水、仲間と離す、睡眠・運動をさせない）という訓練も想定されるため、細部解釈に含めてはどうか。
- （対応方針）実際の事例を確認し、細部解釈等に記載するか検討。

■接触・譲渡しの時間帯について <犬猫と同様の基準への改正>

第2条第7号 ノ 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。

- （１）販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、夜間に哺乳類を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

⇒次年度以降【細部解釈等】検討**■動物の接触方法について <哺乳類共通の基準を新たに策定>**

第2条第7号 ノ 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。

- （１）略

- （２）販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、顧客等が動物に接触する場合には、触れ合い時に販売、貸出及び展示に従事する職員は、同時に触れ合いに用いられる動物の数、同時に触れ合いに参加する顧客の数、触れ合いスペースの広さ等に勘案し、顧客による不適切な触れ合いが生じた場合に直ちに対応するために必要な人数を確保すること。

また、顧客等が動物に接触する場合には、動物に適度な休息を与え、極めて短時間の接触を除き、動物が顧客から逃げることができる場所を常時確保するとともに、事前に動物への触れ合い方法について指導し、顧客の理解を文書又は口頭で確認すること。

また、過度に幼齢な個体、顧客との触れ合いにより過度なストレスを受ける個体、人と動物の共通感染症に感染している個体を用いないこと。また動物と接触した顧客等に、接触の前後に手指等を消毒させること。

- （３）略

⇒次年度以降【細部解釈等】検討